

過去に破産歴のある場合の個人再生申立

破産申立

事案の概要

50代 女性 パート

依頼者は、債権者6社、総額400万円程度の負債を抱えておりました。過去に2度の破産歴を有しており、どう対応したらいいかということで相談に来られることになりました。

解決結果

個人再生申立を行い、再生計画が認可されました。負債を100万円に圧縮の上、3年間かけて返済を行うことになりました。

担当弁護士からひとこと

過去に2度、破産をしたことがあるという事情や破産に至った事情からすると、破産管財人が選任される可能性が濃厚な事案でした。

依頼者の希望もあって、自己破産ではなく、個人再生を選択することとしました。

個人再生の場合には、負債を負ったこれまでの経緯よりも、むしろ再生計画通りに支払ができるだけの収入があるかこそが重要となります。

そこで、個人再生の申立準備と並行して、毎月個人再生計画で支払うことになる返済額以上の金員を弁護士口座にて積み立ててもらい、実績を作った上で申立を行いました。